

住まいに関する支援制度一覧

市町村名: 渋川市

※チラシ等送付頂ける場合は、郵送にてお願いいたします。

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
耐震診断費	助成	木造住宅耐震診断者派遣事業	市が耐震診断者を派遣し図面を元に現地調査を行い、一般診断により住まいの耐震性を把握しその後の耐震化を促進する。	①昭和56年5月31日以前に建てた一戸建て住宅 ②住宅の用に供される面積が、延べ面積の過半を占める住宅 ③地上2階建以下の住宅 ④在来軸組工法(太い柱又は垂れ壁を主な耐震要素とする伝統的工法で建てられた住宅を含む)によって建てられた住宅 ⑤市内に住所を有する個人が居住している住宅又は居住しようとする住宅	無料のため限度額なし *交通費1,000円の個人負担あり (耐震診断者に直接払う)			随時	予算の範囲内	建築住宅課	0279-22-2072	https://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/hikkoshi-sumai/sumai/sumai/p001570.html	
耐震改修費	助成	木造住宅耐震改修補助事業	耐震診断を行った木造住宅を対象に耐震改修費を助成し、地震に強いまちづくりの推進を図ります。	次の①～⑤の全てに該当するもの ①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建ての住宅および店舗等併用住宅(半分以上が居住用)で地上2階建以下のもので、原則居住をしている住宅。 ②木造在来軸組構法(伝統的構法を含む)によって建てられたもの。 ③市税を滞納していないこと。 ④設計及び工事監理が、一級、二級及び木造建築士で「木造住宅の耐震診断と補強方法」の講習を受講している者が行うものであること。 ⑤耐震改修工事が、木造住宅の耐震診断と補強方法に基づく一般診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された戸建住宅を、耐震改修後の耐震性の上部構造評点の耐震診断が1.0以上となるものであること。 ⑥工事着手前であること ⑦工事完了の報告を申請した年度の3月末日までに提出できるもの	耐震改修工事費(設計、耐震改修工事及び工事監理費)の2分の1(限度額60万円)なお、耐震改修工事と同時にを行うリフォーム工事等は対象外となります。			随時	予算の範囲内	建築住宅課	0279-22-2072	https://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/hikkoshi-sumai/sumai/sumai/p001569.html	
耐震シェルター等設置工事費	助成	木造住宅耐震改修補助事業	耐震診断を行った木造住宅で部屋の一部に耐震シェルターや耐震ベッドを設置する工事	高齢者のみ居住する住宅または障害者が同居する住宅で次の条件を満たすもの。 ①市内の住宅で個人が所有するもの ②昭和56年5月31日以前に建てた一戸建て住宅または併用住宅(住宅が半分以上のもの)で地上2階建以下のもの ③木造(在来軸組構法等)で建てられたもの ④耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断されたもの ⑤耐震シェルター、耐震ベッド装置の機種は、市が認める機種から選択し設置するもの ⑥市税を滞納していないこと ⑦工事着手前であること ⑧工事完了の報告を申請した年度の3月末日までに提出できるもの	設置工事費(購入費、運搬費含む。)の1/2(限度額30万円)			随時	予算の範囲内	建築住宅課	0279-22-2072	https://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/hikkoshi-sumai/sumai/sumai/p005726.html	
リフォーム資金 (住宅リフォーム補助)	助成	住宅リフォーム促進事業	自己の居住している住宅のリフォーム費用を補助する。 ①自分が住んでいる個人住宅、併用住宅の住宅部分のリフォーム全般(外構工事、新築、10mを超える増築等は除く) ②市内の事業者へ発注するリフォーム ③対象リフォーム費用が20万円以上(消費税含む)以上のもの	①市内に住民登録がある人 ②過去に住宅リフォーム補助を受けていない人、国の補助等及び市の他の補助制度を重複して受けていない人 ③市税を滞納していないこと ④工事着手前に申請できる人 ⑤完了実績報告を申請した年度の3月末日までに提出できる人 ⑥補助対象者及び対象住宅につき1回限り(10年前に補助金を受けた人を除く)	対象工事費の10% (上限10万円)			随時	予算の範囲内	建築住宅課	0279-22-2072	https://www.city.shibukawa.lg.jp/	
移住者住宅支援事業助成金	助成	移住者住宅支援事業	住宅を取得し市外から転入する人に助成する。 ①玄関、台所、便所及び風呂を備え、居住部分の床面積が50㎡以上の住宅 ②所有権保存登記又は所有権移転登記を完了した日から1年を経過しないもの	①市内に住宅を取得し、市外から転入する人 ②納入義務を有する市区町村税の未納がないこと ③住民登録をしてから2年を経過しないこと ④助成対象者につき1回限り ⑤申請年度において、移住定住新生活応援事業助成金及び移住支援金の交付を受けていないこと 【加算額】 (1) 若者支援(40歳未満) 10万円 若者支援(30歳未満) 更に10万円 (2) 子育て支援 15歳以下の子供1人につき5万円 (3) 市内業者利用(新築) 20万円 (4) 中古住宅取得 10万円 渋川市空き家バンク利用 更に20万円 (5) 普通自動車運転免許取得支援 20万円 (6) ペーパードライバー講習受講支援 上限3万円 (7) テレワーク勤務支援 20万円	10万円 (加算額を含め110万円を限度(複数該当可))			随時	予算の範囲内	政策創造課	0279-22-2401	https://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/hikkoshi-sumai/sumai/sumai/p003794.html	
移住定住新生活応援事業助成金	助成	移住定住新生活応援事業	婚姻又はパートナーシップ宣誓を機に渋川市内の新居において新生活を開始した世帯に助成する。	①令和3年4月1日以降に婚姻等をし、渋川市内に住民登録があること ②婚姻日等の年齢が、お二人とも又はいずれか一方が35歳未満であること ③婚姻日等の前後6か月の間に、転居届又は転入届による住所異動を行った二人のみの世帯員により、渋川市内の住宅等(工事請負契約もしくは売買契約により取得した住宅又は賃貸契約により借り受けた住宅)において、新生活を開始していること ④婚姻日等から6か月を超えていないこと ⑤助成対象者につき1回限り ⑥申請年度において、移住者住宅支援事業助成金及び移住支援金の交付を受けていないこと ⑦納入義務を有する市区町村税の未納がないこと ⑧生活保護法に定める被保護者でないこと ⑨暴力団員でないこと 【加算額】 5万円 婚姻等をした者の双方又はいずれか一方が、婚姻日等の6か月前から助成金申請日までの間に渋川市へ転入した場合	5万円 (加算額を含め110万円を限度)			随時	予算の範囲内	政策創造課	0279-22-2401	https://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/hikkoshi-sumai/sumai/sumai/p003794.html	

住まいに関する支援制度一覧

市町村名: 渋川市

※チラシ等送付頂ける場合は、郵送にてお願いいたします。

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
リフォーム資金 (重度身体障害者(児) 住宅改造費助成制度等)	助成	渋川市重度身体障害者(児) 住宅改造費補助金	新築及び増築を除く浴室・便所・玄関・台所及びその他市長が特に必要と認めた工事。	市内に居住し、住民登録されており、身体障害者手帳の交付を受けている下肢の障害者で1・2級の者、体幹の障害者で1・2級の者、下肢及び体幹の重複障害者で1・2級の者、視覚の障害者で1級の者、上肢の障害者で1・2級の者(ただし、それぞれの上肢に4級以上の障害のある者)で該当年度の市町村民税所得割額16万円未満の世帯に属する者。	補助対象となる改造経費に6分の5を乗じて得た額と補助基本額60万円の6分の5を乗じた金額とを比較して少ない方の額とする。 ただし、1,000円未満は切り捨てるものとする。	-	-	随時	予算の範囲内	地域包括ケア課	0279-23-2359	http://www.city.shibukawa.lg.jp/kenkou/fukushi/sougaisya/p000413.html	
住宅家賃	助成	住居確保給付金	離職などにより住居を失った、もしくは失うおそれのある者又は休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある者に、一定期間家賃相当額を支給する。	・離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者 ・離職して2年以内の者又は休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある者 ・誠実かつ熱心に求職活動を行うこと。 ・収入及び資産が、収入要件、資産要件の範囲内であること。	30,700円 (単身世帯)	-	原則3か月 (最長9か月)	随時	-	地域包括ケア課	0279-22-2115	http://www.city.shibukawa.lg.jp/kenkou/fukushi/seikatsu/p000403.html	
リフォーム資金 (高齢者住宅改造費助成事業等)	助成	渋川市住宅改造費支給事業	手すりの取り付け、段差の解消、滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、浴室・廊下若しくは玄関から道路までの通路等の滑りにくい床材への変更又は車いす使用に伴う畳からフローリングへの変更、引き戸等への扉の取替え、和式便器の洋式便器への取替え等	次の要件をすべて満たす者 ・市内に居住し住所を有すること ・世帯全員が65歳以上の者(65歳未満の重度身体障害者(児)又は要介護者若しくは要支援者が同世帯の場合を含む) ・世帯全員の前年分所得税が非課税であること ・施設等に入所・入居していないこと又は病院等に入院していないこと ・市税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納がないこと	支給対象となる改造種類の費用の6分の5に相当する額(千円未満切捨)。ただし、15万円を上限とする。	-	-	随時 (工事契約前)	予算の範囲内	高齢者安心課	0279-22-2257	http://www.city.shibukawa.lg.jp/kenkou/fukushi/koureisya/p002010.html	要介護認定を受けている場合は、介護保険住宅改修費支給制度の利用を優先し、介護保険制度と併用可能。
住宅用スマートエネルギー機器設置費	助成	渋川市スマートエネルギー機器設置助成事業	住宅用太陽光発電システムで発電したクリーンエネルギーの効率的な自家消費を促進し、家庭における温室効果ガスの排出を抑制するとともに災害時に強いまちづくりを推進するため、定置用リチウムイオン蓄電池システム、HEMS機器、太陽光発電システム、V2H、EV又はPHVを設置した者に対し補助金を交付する。	①市民である方 ②市税の滞納がない方 ③対象システムの設置費用を負担した方 ④電力会社と電力供給契約を締結した方 ⑤対象システムについて、他の本市補助金の交付を受けていない方	定置用リチウムイオン蓄電池システム 4kwh以上50,000円 4kwh未満30,000円 HEMS機器10,000円 太陽光発電システム 4kw以上50,000円 4kw未満30,000円 V2H 50,000円 EV,PHV 50,000円			随時	予算の範囲内	環境政策課	0279-22-2114	http://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/gomi/kankovoseisaku/p006515.html	太陽光発電システムについては、定置用リチウムイオン蓄電池システム又はV2Hとともに設置する場合のみ補助対象となる。
その他	助成	渋川市枝葉破砕機購入費補助金	一般家庭から発生する枝葉を資源とらえ堆肥化などでリサイクルを推進するため自家処理用枝葉破砕機の購入に対して補助金を交付する。	一般家庭用の機械で1世帯につき1台	購入価格の1/2(100円未満切り捨て) ただし、10,000円を上限とする。			随時	予算の範囲内	環境政策課	0279-22-2114	http://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/gomi/nogenvorecycle/p001174.html	
合併処理浄化槽設置費	助成	浄化槽設置整備事業費補助金	新設5人槽138,000円以内・6~7人槽180,000円以内・8~10人槽237,000円以内・11~50人槽237,000円以内。転換5人槽432,000円以内・6~7人槽514,000円以内・8~10人槽648,000円以内・11~50人槽648,000円以内。	専用住宅(小規模店舗併用住宅を含む。ただし、住宅部分の延べ床面積1/2以上のもの)	内容のとおり	-	-	令和4年1月31日までに申請書を提出し、かつ、令和4年2月28日までに実施報告書を提出できるものに限る。	予算の範囲内	業務課	0279-22-2120	http://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/iyogesuidou/resuidou/p001257.html	